# 【継】白井市景観計画等策定支援業務委託プロポーザル実施要領

#### 第1 趣旨

白井市は、令和4年4月1日に景観法に基づく景観行政団体に移行し、市の景観特性や課題、市民ニーズ等を踏まえた白井らしい魅力ある景観形成に取り組むこととしている。

さらに、市の景観を構成する大きな要素は、田畑や緑地、里山などの「みどり」であることから、景観施策と緑化施策を効果的に推進するため、景観法に基づく良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)と都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「緑の基本計画」という。)を一体的に「(仮称)景観とみどりの基本計画(以下「景観計画等」という。)」として策定することとしている。

これらを踏まえ、【継】白井市景観計画等策定支援業務委託の実施にあたっては、 価格のみではなく事業者(配置する技術者を含む。)に係る業務実績、専門性、技 術力、企画力、創造性、価格等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業 者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザルにより契約の相手 方となる候補者(以下「受注予定者」という。)を特定するものとする。

## 第2 委託業務名

【継】白井市景観計画等策定支援業務委託

#### 第3 委託業務場所

白井市復1123 白井市役所

## 第4 業務内容

別紙「【継】白井市景観計画等策定支援業務委託仕様書」に記載しているとおり。

#### 第5 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

#### 第6 提案限度額

総額 48,546,000円 (消費税及び地方消費税含む。)

#### 【年度別内訳】

令和5年度 4,306,000円

令和6年度 18,457,000円

令和7年度 16,500,000円

令和8年度 9,283,000円

※総額及び年度別の上限額を超える提案は受け付けない。

#### 第7 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付する、又は白井市 財務規則(平成5年規則第3号)第139条第2項各号に規定する担保を提供すること。

ただし、同条第4項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

### 第8 支払特約

前払い金 無 出来高払い 有(3回)

#### 第9 参加資格

参加申込書提出から受注予定者特定までの間に次の要件を満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でない者(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)。
- 2 白井市競争入札参加適格者名簿(工事・測量)の大分類「土木関係建設コンサルタント業務」、中分類「都市計画及び地方計画」に登録している者。
- 3 千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県又は茨城県に本店(社)、支店(社)又は営業所(出張所)を有する者。
- 4 過去10年間(平成25年度~令和4年度)に地方公共団体の「景観計画」 及び「緑の基本計画」の両計画(発注者が異なる場合も可)をそれぞれ策 定若しくは改定又はこれらに類似する業務(基礎的な調査のみを除く。)を 履行した実績を有する者。なお、類似する業務は以下の業務とする。
  - (1) 景観計画に類似する業務は、景観計画の運用等に関する業務(景観形成ガイドラインの検討、景観計画区域の検討等)とする。
  - (2) 緑の基本計画に類似する業務は、緑地の保全及び緑化の推進、緑地の維持管理方策・指針の検討等とする。
  - (3) 景観計画及び緑の基本計画に類似する業務は都市計画法第18条の2 第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市マスタープラン」という。)の策定又は改定とする。ただし、都市マスタープランの策定又は改定のみの履行実績により本業務の参加資格を満たすこととはしない。
- 5 管理技術者及び照査技術者として、次のいずれかの資格を有するものを配置できる者。なお、当該配置者については、参加申込時点で3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。
  - ・技術士(建設部門:都市及び地方計画)
  - ・技術士 (総合技術監理部門:建設-都市及び地方計画)
  - ・RCCM(都市計画及び地方計画)
- 6 白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領による指名停止を受けていない者。
- 7 白井市入札契約に係る暴力団排除要綱に定める除外措置要件に該当して いない者。
- 8 手形交換所による取引停止処分を受けていない者、又は取引停止処分を受けてから2年間を経過している者及び本工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者。

- 9 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に 基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- 10 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

# 第10 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を、次のとおり交付する。

- 1 交付資料
  - 本実施要領
  - •【継】白井市景観計画等策定支援業務委託 仕様書
  - •【継】白井市景観計画等策定支援業務委託 様式集
- 2 交付方法
  - ・市ホームページに掲載する。下記のURLからダウンロードすること。
  - $\ll$  URL  $\gg$  https://www.city.shiroi.chiba.jp/sangyo/nyusatsu/index.html

# 第11 スケジュール

手続き等の名称	日程・締切	備考·提出書類等	
実施要領等の公表	令和5年8月8日(火)から		
参加申込書提出期限	令和5年9月6日(水)午後5時まで	様式1及び必要書類	
参加資格確認結果	   令和 5 年 9 月 1 1 日 (月)		
通知書送付日(予定)	17410 T 271 I I I (71)		
質問書受付期間	参加資格確認結果通知を受けた日から	様式3	
	令和5年9月15日(金)午後5時まで	1874 0	
   回答日(予定)	令和5年9月20日(水)午後5時まで	白井市ホームページ	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		に掲載	
提案書等提出期間	令和5年9月21日(木)から	様式4及び添付書類	
(第1次審査分)	令和5年9月25日(月)午後5時まで		
第1次審査結果	令和5年9月28日(木)		
通知書送付日(予定)			
提案書等提出期間	令和5年9月28日(木)から	様式5及び添付書類	
(第2次審査分)	令和5年11月6日(月)午後5時まで		
プレゼンテーション	   令和 5 年 1 1 月 1 0 日 (金)		
実施日 (予定)	[4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4]		
結果通知書送付	   令和 5 年 1 1 月 1 5 日 (水)		
(予定)			
受注予定者との協議	令和5年11月20日(月)から		
(予定)	令和5年11月24日(金)まで		
見積書提出(予定)	令和5年11月29日(水)		
契約締結(予定)	令和5年12月1日(金)		

#### 第12 説明会

本業務及びプロポーザルに関する説明会(見学会)は開催しない。

#### 第13 参加申込

- 1 提出書類
  - ①参加申込書(様式1) 1部
  - ②「第9 参加資格4」に定める契約実績を確認できる契約書等の写し 1部
  - ③「第9 参加資格5」に定める配置者の資格を証する書類の写し及び雇 用期間が確認できるもの(健康保険証の写し等) 1部
  - ④会社概要(任意書式) 10部(正本1部・副本9部)
- 2 受付期間

令和5年8月8日(火曜日)から 令和5年9月6日(水曜日)午後5時まで(郵送等の場合は必着)

3 提出方法

担当課へ持参または郵送等にて提出すること。

※郵送等の場合には、信書の送付に適し、かつ配達記録が残る方法による こと。

## 第14 参加資格確認の通知

参加申込書の内容について、参加資格を満たしているかを確認し、その結果を 電話連絡及び参加資格確認結果通知書により通知する。

また、参加が認められなかった者に対しては、参加を認めない理由を記載して 通知する。

参加資格確認結果通知書は、令和5年9月11日(月曜日)までに発送する。 参加資格確認結果通知書により参加が認められなかったことについて異議があ る者は、参加資格確認結果通知書を受理した日から5日以内に必着で異議申立書 (様式2)を担当課へ提出すること。

#### 第15 質問及び回答

業務及びプロポーザルについて質問がある場合には、令和5年9月15日(金曜日)午後5時までに質問書(様式3)をメールまたはFAXにて担当課へ提出し、電話により担当課へ提出したことを連絡すること。

質問についての回答は、令和5年9月20日(水曜日)午後5時までに白井市ホームページ内に掲載する。

回答内容については、競争条件及び契約内容に含むこととする。

#### 第16 参加辞退

提案者として認定されてから、第2次審査までの間にやむを得ない事情により 参加を辞退する場合は、辞退届(様式6)を提出すること。

なお、辞退することにより今後市から不利益な扱いを受けることはない。

#### 第17 評価方法及び評価基準

1 評価方法

第1次審査(業務実績等による客観評価)及び第2次審査(プロポーザル 選定委員会による提案書及びプレゼンテーション内容の評価)によって行 う。

2 評価基準 別表のとおり

### 第18 提案方法

1 第1次審査

実施体制・実績・見積額等を書類審査し、第2次審査に進む者(以下「第 1次審査通過者」という。)を上位5者選定する。

- (1) 提出書類
  - ・提案書等提出届(第1次審査分)(様式4) 1部
  - ・業務実施体制票(様式7) 3部(正本1部・副本2部)
  - ・業務実績票(様式8) 3部(正本1部・副本2部)
- (2) 受付期間

令和5年9月21日(木曜日)から

令和5年9月25日(月曜日)午後5時まで(郵送等の場合は必着)

(3) 提出方法

担当課へ持参または郵送等にて提出すること。

※郵送等の場合には、信書の送付に適し、かつ配達記録が残る方法による こと。

2 第2次審查

第1次審査通過者を対象に提案書によるプレゼンテーションを実施する。 プレゼンテーションの日時等の詳細については、第1次審査通過者に別途連 絡する。

- (1) 提出書類
  - ·提案書等提出届(第2次審査分)(様式5) 1部
  - ・提案書 10部(正本1部・副本9部)
  - ・見積書及び見積金額内訳書(様式9・10) 1部 見積金額内訳書は年度ごとに作成し、仕様書内「第7 業務内容」及び 「第8 成果品」の項目ごとの金額も示すこと。独自提案に係る経費があ る場合は併せて示すこと。
- (2) 受付期間

令和5年9月28日(木曜日)から

令和5年11月6日(月曜日)午後5時まで(郵送等の場合は、必着)

(3)提出方法

担当課へ持参または郵送等にて提出すること。

- ※郵送等の場合には、信書の送付に適し、かつ配達記録が残る方法による こと。
- (4) プレゼンテーション (予定)

1社当たりプレゼンテーション30分以内、質疑応答15分以内を予定している。出席者は5名以内とし、プレゼンテーションは本業務を担当する管理技術者が行い、質疑応答は管理技術者以外でも可とする。

# 第19 結果の通知

1 第1次審査

第1次審査通過者には、プロポーザル第1次審査結果通知書及びプロポー ザル第2次審査についての通知を送付する。

その他の者については、プロポーザル第1次審査結果通知書のみを送付する。

2 第2次審査

プロポーザル第2次審査結果通知書により、受注予定者名と点数及び自己の点数を通知する。

※第1次審査及び第2次審査の結果に異議がある者は、第1次審査及び第2次審査結果通知書を受理した日から5日以内に必着で異議申立書(様式2)を担当課へ提出すること。

#### 第20 結果の公表

- 1 契約締結後、受注予定者については白井市ホームページ内に掲載する。
- 2 受注予定者を特定した過程や評価結果については、白井市情報公開条例に 基づき対応する。

#### 第21 契約の締結

- 1 市は受注予定者と業務の詳細等を協議の上、見積書を徴取し契約を締結する。
- 2 受注予定者に事故があり見積書の徴取が不可能となった場合、または受注 予定者との協議が整わない場合、市は次点者と業務の詳細等を協議のうえ契 約を締結する。なお、受注予定者と契約が締結された場合、市は次点者へ速 やかに連絡する。
- 3 原則として、契約金額は提案時に提出された見積金額を超えることはできない。ただし、協議の結果、設計及び仕様内容等に追加があった場合には、この限りではない。

#### 第22 その他留意事項

- 1 次のいずれかに該当する場合は、失格または提出書類を無効とする。
  - ・受注予定者特定までの間に参加資格を満たさなくなった場合。
  - ・審査の公平性を害する行為があった場合。
  - ・本要領に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合。
  - ・指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合。
  - ・提出書類の記載に虚偽の記載があった場合。
  - ・提出書類に記載すべき事項の全部または一部の記載が漏れている場合。
- 2 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担と する。
- 3 提出された資料は、返却しない。
- 4 市は提出された提案書類について、受注予定者の特定以外に提案者に無断で使用しないこととする。
- 5 提出期限以降における提出書類の差換え及び再提出は認めない。

- 6 プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、プロポーザルを延期、または中止することがある。 この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。
- 7 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市 が判断するものとする。
- 8 第2次審査の結果、1位の者を決定したとしても、その者の評価点が市の 定める基準を超えない場合、受注予定者としない。
- 9 市は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組んでいるため、受注者となった場合は、市の方針や取組等を十分に理解し、本事業を行うに当たっては、温室効果ガスの排出抑制等に努めることとする。

#### 第23 提出及び問い合せ先(担当課)

本要領で定める提出物の提出及び質問等の問合わせ先は下記のとおりとする。

 $\mp 270 - 1492$ 

千葉県白井市復1123

白井市役所都市建設部都市計画課 担当)武藤

電 話 047-492-1111内線3728

FAX 047-491-3510

E-mail toshi-keikaku@city.shiroi.chiba.jp

# 別表 評価基準等

- 1 第1次審查 提出書類(1)提案書等提出届(第1次審查分)(様式4)
  - (2)業務実施体制票(様式7)
  - (3)業務実績票(様式8)

評価項目	評価の視点	配点	備考
業務実施体制	・担当者の数や配置、構成が適切で十分な実施 体制となっているか ・本業務の担当者の同種業務及び類似業務に おける実績があるか	50	
業務実績	・事業者の同種業務及び類似業務における実 績があるか	50	

- 2 第2次審查 提出書類(1)提案書等提出届(第2次審查分)(様式5)
  - (2) 提案書(A4任意様式)
  - (3) 見積書及び見積金額内訳書(様式9・10)

評価項目	評価の視点	配点	備考
業務に対する 考え方	・市の方針を踏まえた上で、本業務の目的を十分に理解し、関係法令や他の計画にも整合 した内容の提案となっているか	15×6	
白井市に対する取組	<ul> <li>・適切な調査等の実施により、白井市の現状や 課題を的確に整理・分析することが期待で きるか</li> <li>・市に適した計画・条例等の策定に向けた支援 が期待できるか</li> <li>・会議、パブリックコメントなど市民参加に係 る業務において、有効な手段や支援が期待 できるか</li> </ul>	30×6	
独自提案等	・設計書・仕様書等に定めるもの以外に、市の 特性に即した、有効な提案等があるか	25×6	
実施手順	・業務遂行に十分な実施体制となっているか ・作業工程等が具体的に設定され、その工程は 合理的で実施可能なものか	15×6	
プレゼンテー ション	<ul><li>・業務に取り組む意欲、積極性が感じられ、根拠や知識の裏付けによる説得力があるか</li><li>・コミュニケーション能力が高く、解りやすい説明や質疑に対する的確な回答など、明確な対応ができるか</li></ul>	15×6	
見積額	・価格設定は他社と比較して安価であるか	200	比例配分

- 3 見積額評価の算定式
  - (1) 提案上限額の範囲内の金額を提示した者

200点×(最低金額÷その者の提示した金額)=その者の点数

(2) 提案上限額よりも高い金額を提示した者は失格とする。

4 合計点

第1次審查 100点

第2次審查 600点(100点×6名)+200点(見積額)

合計点(満点) 900点

#### 5 受注予定者の特定

- (1) 第1次審査及び第2次審査の合計得点が最も高い者を受注予定者とし、第 2位の者を次点者とする。なお、合計得点が同点の者が2者以上いるときは、 第2次審査の点数の高い者を優先とする。
- (2) 合計得点が最も高い者であっても、合計得点が540点に満たないものは 受注予定者としない。